

# 大分県報

令和五年十一月二十日  
号外(一〇四)

(月曜日)

## 目次

告示 示  
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧(三件) ……………一

### ○告示 示

#### 大分県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十一月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区有徳原一工区	令五・一一・二〇から 令五・一二・一一まで	宇佐市役所

#### 大分県告示第四百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十一月二十日

大分県報号外(告示)

一

令和五年十一月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区有徳原二工区	令五・一一・二〇から 令五・一二・一一まで	宇佐市役所

#### 大分県告示第四百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年十一月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区板場一工区	令五・一一・二〇から 令五・一二・一一まで	宇佐市役所